

総 教 私 号 外
令和 2 年 3 月 12 日

各学校法人理事長 様

静岡県文化・観光部私学振興課長

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた学校法人の運営に
関する取扱いについて（依頼）

このことについて、別添のとおり文部科学省高等教育局私学部私学行政課から周知の依頼がありましたので、お知らせします。

別添の事務連絡においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、イベント等の開催の必要性を改めて検討するよう要請を受けている状況を踏まえ、学校法人の理事会等の運営に関する取扱いについて示されております。

つきましては、各学校法人におかれては、当該取扱いを踏まえ、適切な運営に努めていただきますようお願いいたします。

担 当 指導班

電話番号 054-221-2937

FAX 番号 054-221-2943

e-mail shigakushinkou@pref.shizuoka.lg.jp

事 務 連 絡
令和2年3月11日

各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄法人担当課
御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた学校法人の運営に関する取扱い
について（事務連絡）

今般の新型コロナウイルス感染症の発生により、感染拡大を防止する観点から、イベント等の開催の必要性を改めて検討すること等を要請している状況等も踏まえ、学校法人の理事会や評議員会の運営に関する取扱いについて、下記のとおり整理致しました。

各学校法人におかれましては、当該取扱いを踏まえ、学校法人の適切な運営に努めていただきますようお願いいたします。

また、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1 理事会の開催について

- (1) 原則として、理事会は単に議決を行うための機関ではなく、理事が議題について相互に意見交換を行うことにより学校法人の業務執行の意思決定を行うことが期待されるものであることから、書面のみで決議を行うことは認められないこと。
- (2) 他方で、理事会の開催にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、無理のない範囲で出席可能な理事のみが実際に出席したうえで、他の理事については書面による意思表示によって理事会への出席とみなし、理事会を開催することは可能であると解されること。なお、単なる白紙委任や理事長等への一任等は出席者とみなすことはできないことに留意されたいこと。また、例えば、テレビ会議等による理事会開催についても、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができるという環境であれば、許容されると解されること。
- (3) 理事会の開催にあたっては、これまで別添「厚生労働省『イベント開催に関する国民の皆様へのメッセージ』の周知について」（令和2年2月21日付事務連絡）等で周知をしているとおり、感染拡大防止の措置等を講じる必要があること。

(4) 都道府県私立学校主管部課におかれては、以上の記載を踏まえ、所轄の学校法人の指導にあたっていただきたいこと。

2 評議員会の開催について

評議員会の開催についても、1と同様に扱われたいこと。

3 理事会及び評議員会に諮ることが必要な書類について

事業計画や収支予算書等，次会計年度開始前に理事会及び評議員会に諮ることが必要と考えられる書類及び役員に対する報酬等の支給の基準や事業に関する中期的な計画等，改正私立学校法の施行日（令和2年4月1日）までに整備することが必要な書類についても，その決議に係る理事会又は評議員会の開催については，1又は2によることで差し支えないこと。

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係
03-5253-4111（内線2532）